

指名停止措置一覧

指名停止事業者の名称又は商号	指名停止期間	措置要件	指名停止理由
(株) 竹中土木	令和 8 年 8 月 1 7 日～令和 8 年 9 月 1 6 日まで（1 か月）	不正又は不誠実な行為	当該業者の社員は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において令和 7 年 8 月 5 日に発生した労働災害に関して、労働基準監督署に虚偽の報告をしたとして、令和 8 年 6 月 1 0 日付けで羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたものの。 このことは、本市の「富谷市入札参加業者指名停止要領」第 3 条第 1 項に規定する別表 2 措置要件 1 3 （1）「不正又は不誠実な行為」に該当するため。